

令和 6 年度名古屋市教育委員会第41号議案

専修学校廃止の認可について

名古屋市から申請のあった下記の専修学校の廃止については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）第55条第1項及び愛知県教育委員会事務処理特例条例（平成12年愛知県条例第18号）別表の規定により認可するもの。

記

1 名称

名古屋市立中央看護専門学校

2 所在地

名古屋市東区葵一丁目4番7号

3 廃止年月日

令和7年4月1日

（令和7年3月24日提出 総務部教育環境整備課）

名古屋市教育委員会 殿

健康福祉局長 山 田 隆 行

名古屋市立中央看護専門学校廃止認可申請書

名古屋市立中央看護専門学校を廃止したいので、学校教育法第 130 条第 1 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 55 条第 1 項に基づく愛知県教育委員会事務処理特例条例別表の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 廃止学校名及び所在地
名古屋市立中央看護専門学校
名古屋市東区葵一丁目 4 番 7 号
- 2 廃止の事由
令和 3 年 7 月名古屋市会において、名古屋市立中央看護専門学校条例の廃止が議決されたことによる。
- 3 廃止の時期
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 学生の処置方法
3 年課程定時制在校生 36 名は全員卒業する見込みである。
- 5 その他の資料
 - (1) 生徒募集要項
別添のとおり
 - (2) 名古屋市立中央看護専門学校規則（学則）
別添のとおり
 - (3) 条 例
別添のとおり
 - (4) 名古屋市立中央専門学校の沿革
別添のとおり

令和3年度

募集要項

看護第一学科

一般

推薦

夢はここで

現実になる――



名古屋市立中央看護専門学校

目 次

看護第一学科の概要	P 1
1 本学科の目的	
2 沿革	
3 課程・修業年限	
4 教育課程	
5 卒業後の資格	
6 授業時間（令和2年度）	
7 休業日	
8 入学検定料・入学科・授業料	
9 初年度の必要経費	
看護第一学科 学生募集要項（推薦入学）	P 2 ～ 5
1 応募資格	P 2
2 募集人員	
3 推薦要件	
4 願書受付	
5 出願方法	
6 提出書類	P 3
7 受験票の送付	P 4
8 選考方法	
9 入学試験	
10 内定の通知	
11 合格通知（入学許可通知）	
12 入学時期	
13 推薦入学不合格の場合に、一般入学の受験を希望する者の手続	P 5
14 応募・受験上の注意	
15 試験成績の開示について	
看護第一学科 学生募集要項（一般入学）	P 6 ～ 9
1 応募資格	P 6
2 募集人員	
3 願書受付	
4 出願方法	
5 提出書類	P 7
6 受験票の送付	P 8
7 選考方法	
8 入学試験	
9 合格発表	
10 入学時期	
11 応募・受験上の注意	P 9
12 試験成績の開示について	
令和元年度の科目及び授業時間数	P10

看護第一学科の概要

1 本学科の目的

本学科は、看護師になろうとする者に必要な基礎的知識、技術、態度と豊かな人間性を養い、もって保健医療活動に貢献しうる有能な人材を育成することを目的とする。

2 沿革

昭和50年4月 名古屋市立中央高等看護学院開設。

看護学科「3年課程（定時制）（修業年限4年）」設置。

昭和51年9月 名古屋市立中央看護専門学校と改称。

昭和55年4月 現在地に校舎新築移転。助産学科を併設した。

平成2年4月 昭和42年4月開設の名古屋市立看護専門学校が廃止され、同校2年課程を本校に引き継ぐ形で第二看護学科（2年課程）を増設した。
なお、従来の看護学科を第一看護学科と改称した。

平成7年4月 課程再編成により、第一看護学科を看護第二学科に、第二看護学科を看護第三学科と改称し、3年課程の全日制を新たに設け、看護第一学科とした。

平成18年3月 看護第三学科を閉科した。

平成25年3月 助産学科を閉科した。

平成25年5月 研修事業を拡大し「なごやナースキャリアサポートセンター」を開設。

3 課程・修業年限 3年課程全日制（修業年限3年）

4 教育課程 別表（P10）参照

5 卒業後の資格

- (1) 看護師国家試験を受ける資格が得られる。
- (2) 保健師・助産師学校の受験資格が得られる。
- (3) 大学の編入試験の受験資格が得られる。

6 授業時間（令和2年度）

講義 午前9時10分～午後4時50分

実習 午前8時45分～午後4時45分

7 休業日

土曜日、日曜日、祝日、夏期・冬期・春期における休業日

8 入学検定料・入学科・授業料

入学検定料 15,000円

入学科 100,000円

授業料 年額 164,700円

本校は高等教育の修学支援新制度の対象校です。

9 初年度の必要経費

教科書代 約 150,000円

ユニフォーム一式 約 30,000円

後援会費 年額 12,000円

保険料 年額 約 4,500円

他に学校行事・実習に要する経費（交通費、参考図書等）・感染症抗体検査費用

アドミッションポリシー

本校は、知性を磨くこと、心のこもった行動をとること、疑問をもつことが習慣づけられるような看護師を育てることを目指しています。そのために次のような学生を求めています。

- 1 人に深い関心と思いやりを持って関われる人
- 2 幅広く人を理解しようとする姿勢のある人
- 3 他者の話をよく聴いて、自分の考えを伝えることができる人
- 4 目的に向かって主体的に学び頑張りぬく意欲がある人
- 5 生活や健康の自己管理ができる人

看護第一学科 学生募集要項（推薦入学）

以下の内容について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては日程等を変更することがありますので、ご承知おきください。なお、その際は本校ホームページ等を通じて周知いたします。

1 応募資格

高等学校又は中等教育学校※を令和3年3月卒業見込みの者

※中高一貫教育課程の学校（以下同じ）

2 募集人員

募集定員（40名）の50パーセント程度（男・女）

3 推薦要件

次の各号のすべてに該当する者であること。

- (1) 健康で学業成績及び人物ともに優秀であって出身高等学校長又は出身中等教育学校長が責任をもって推薦できる者
- (2) 高等学校又は中等教育学校在学中の学業成績の全体の評定平均値が3.5以上の者
- (3) 高等学校又は中等教育学校の最終学年第1学期末までの欠席日数が10日以内の者（忌引き等の日数は除く。長期入院等特に事情がある場合はご相談ください。）
- (4) 将来看護を通じて医療及び社会福祉に貢献しようとする積極的な意志を有し、かつ、それに耐えうる能力を有する者
- (5) 本校卒業後は、名古屋市内の医療機関に看護従事者として就業意志を有する者
- (6) 本校への入学を許可された場合は、入学を確約できる者

4 願書受付

(1) 受付期間

令和2年10月1日（木）から10月8日（木）まで

※ 受付時間 午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）

郵送の場合は、受付期間中の消印のあるものを有効とします。

(2) 願書の提出先

〒461-0004 名古屋市東区葵一丁目4番7号

名古屋市立中央看護専門学校 管理課事務係

5 出願方法

本募集要項にはさみこまれている出願用封筒を使用し、出願書類をとりまとめて提出してください。

ただし、郵送の場合は、簡易書留としてください。

6 提出書類

(1) 入学願書 (推薦入学用)	本募集要項にとじこみの用紙（水色）を使用。
(2) 調査書（進学用）	出身高等学校長又は出身中等教育学校長が作成し、厳封したもの。
(3) 推薦書	本募集要項にとじこみの用紙を使用し、出身高等学校長又は出身中等教育学校長が作成し、厳封したもの。 ※作成上の注意 推薦書の「5 欠席日数」 欠席理由欄に忌引以外の欠席について必ず理由を記入してください。
(4) 受験票 (推薦入学用)	本募集要項にとじこみの用紙を使用。 受験票の氏名欄を記入。 なお、推薦入学に不合格になった場合に一般入学を希望する者は、一般入学用受験票も同時に提出してください。 受験票の氏名欄を必ず記入。
(5) 受験票返送用封筒	本募集要項にはさみこまれている返送用封筒に郵便番号、住所、氏名を記入し、244円分の切手（特定記録）を貼付。
(6) 写真票	本募集要項にとじこみの用紙を使用。 写真票の氏名欄を必ず記入。
(7) 写真	入学願書と写真票の所定欄に同一の写真をそれぞれ貼付。 写真のサイズは縦4cm、横3cm。カラー（白黒は不可）。 出願前3ヵ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向のもの。 裏面に氏名を記載すること。
(8) 連絡用シール	合格通知の郵送に使用するため、本募集要項にはさみこまれている連絡用シールに、合格発表日（令和3年2月19日（金））時点の氏名、郵便番号、住所、電話番号を記入。（受験番号欄は記入しない。） シールは必ず上下とも記入すること。 なお、記入内容に変更がある場合には本校宛てに連絡すること。
(9) 入学検定料	入学検定料15,000円。 原則として本校所定の払込用紙（本募集要項にとじこみのもの）を用い、最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局にて出願までに納付。（払込手数料が必要） 「振替払込受付証明書（お客さま用）」を、入学願書裏面の所定欄に貼付。

7 受験票の送付

受験票は、**10月15日（木）**頃発送します。（ご本人には、郵便の事情にもよりますが翌日以降に届くこととなります。）なお、**10月22日（木）**を過ぎても到着しないときは、直ちに本校宛てに問い合わせてください。また、警報発令時の対応について受験票裏面に記載がありますので確認してください。

8 選考方法

筆記試験、面接試験及び提出書類（調査書及び推薦書）の総合判定により行います。

9 入学試験

(1) 試験期日

ア 筆記試験

令和2年11月5日（木） 午前9時15分～午前11時30分
（午前9時10分までに試験会場に入室してください。）

イ 面接試験

令和2年11月5日（木）午後

※ 11月5日（木）午前7時時点において本校の所在地（名古屋市）に暴風警報が発令されている時は、当日の試験を中止し翌日6日（金）に延期します。

(2) 筆記試験の科目

科目	範 囲
国 語	国語総合（古文・漢文は除く）
数 学	数学Ⅰ

(3) 試験場

筆記試験及び面接試験

名古屋市立中央看護専門学校

※ 試験場の詳細は、巻末の「試験場案内」を参照してください。

10 内定の通知

令和2年11月25日（水） 発送

結果については、出身高等学校長又は出身中等教育学校長に通知します。

電話による問い合わせには応じません。

11 合格通知（入学許可通知）

合格内定者は、合格発表日（令和3年2月19日（金））に本校に掲示及び本校ホームページに掲載するとともに、本人宛て入学手続について通知します。

12 入学時期

令和3年4月

13 推薦入学不合格の場合に、一般入学の受験を希望する者の手続

推薦入学に不合格となり、一般入学の受験を希望する者は、改めて入学検定料を納付し出願手続をしてください。ただし、推薦入学手続の際に、入学願書の一般入学試験を受験するか否かの欄で「受験する」を選び、一般入学受験票を提出した者は、改めて出願書類を提出する必要はなく、入学検定料を納付し、振替払込受付証明書を郵送してください。（詳細は、不合格である旨の通知時にご連絡します。）

14 応募・受験上の注意

- (1) 推薦要件に該当しない場合は、受理しません。
- (2) 提出書類に不備がある場合及び調査書、推薦書が開封されている場合は、受理しません。
- (3) 郵便事情等により入学願書受理後、受験票の送付が遅延することを考慮して出願書類は早めに投函してください。
- (4) 入学検定料は還付しません。
- (5) 試験当日は、受験票、筆記用具（HBの鉛筆、ボールペン、消しゴム）、腕時計（計算機能付でないもの）等を持参してください。（消えるボールペンは不可。）
- (6) 試験開始後30分を超えた遅刻者は、受験を認めません。
- (7) 受験に関する問い合わせ先

〒461-0004 名古屋市東区葵一丁目4番7号
名古屋市立中央看護専門学校 管理課事務係
電話（052）935－1755

※ 問い合わせは、午前9時から午後5時の間に行ってください。
（土曜日、日曜日、祝日を除きます。）

15 試験成績の開示について

名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、自己の入学試験結果を本校管理課窓口で閲覧できます。

- (1) 閲覧できる人 受験者本人に限ります。代理人による閲覧はできません。
- (2) 開示内容 受験者本人の科目別得点
- (3) 開示期間 令和3年2月19日（金）から3月19日（金）まで
※受付時間 午前9時～12時と午後1時～5時（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）
- (4) 閲覧方法 受験票及び本人であることを証明する身分証明書（写真のあるもの）等を持参のうえ、本校管理課窓口で簡易開示請求書による手続き後、閲覧できます。（電話・メール等による請求はできません。）

看護第一学科 学生募集要項（一般入学）

以下の内容について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては日程等を変更することがありますので、ご承知おきください。なお、その際は本校ホームページ等を通じて周知いたします。

1 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 高等学校又は中等教育学校^{※1}を卒業（令和3年3月卒業見込みを含む）した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育法の学校教育を修了した者又は令和3年3月修了見込みの者
- (3) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- (4) 本校の個別の入学資格審査^{※2}により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

※1 中高一貫教育課程の学校（以下同じ）

※2 個別の入学審査により出願を希望する者は、事前に相談の上、令和2年10月2日（金）までに審査申請してください。

2 募集人員 募集定員（40名）の50パーセント程度（男・女）

3 願書受付

(1) 受付期間

令和3年1月5日（火）から1月13日（水）まで

※ 受付時間 午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）

郵送の場合は、受付期間中の消印のあるものを有効とします。

(2) 願書の提出先

〒461-0004 名古屋市東区葵一丁目4番7号

名古屋市立中央看護専門学校 管理課事務係

4 出願方法

本募集要項にはさみこまれている出願用封筒を使用し、出願書類をとりまとめて提出してください。

ただし、郵送の場合は、簡易書留としてください。

5 提出書類

(1) 入学願書 (一般入学用)	本募集要項にとじこみの用紙（桃色）を使用。
(2) 調査書（進学用）	出身高等学校長又は出身中等教育学校長が作成し、厳封したもの。 ※高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定の合格者は合格成績証明書（合格証明書では不可） ※卒業後5年以上経過しているときは調査書に代えて卒業証明書を提出。（卒業証明書は厳封していないもので可）（大卒・短大卒の方であっても高等学校の卒業証明書を提出して下さい） ※各証明書は出願前3ヵ月以内に発行されたものであること。
(3) 受験票 (一般入学用)	本募集要項にとじこみの用紙を使用。 受験票の氏名欄を記入。
(4) 受験票返送用封筒	本募集要項にはさみこまれている返送用封筒に郵便番号、住所、氏名を記入し、 244円分の切手（特定記録） を貼付。
(5) 写真票	本募集要項にとじこみの用紙を使用。 写真票の氏名欄を必ず記入。
(6) 写真	入学願書と写真票の所定欄に同一の写真をそれぞれ貼付。 写真のサイズは縦4cm、横3cm。カラー（白黒は不可）。 出願前3ヵ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向のもの。 裏面に氏名を記載すること。
(7) 連絡用シール	合格通知の郵送に使用するため、本募集要項にはさみこまれている連絡用シールに、合格発表日（令和3年2月19日（金））時点の氏名、郵便番号、住所、電話番号を記入。（受験番号欄は記入しない。） シールは必ず上下とも記入すること。 なお、記入内容に変更がある場合には本校宛てに連絡すること。
(8) 入学検定料	入学検定料15,000円。 原則として本校所定の払込用紙（本募集要項にとじこみのもの）を用い、最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局にて出願までに納付。（払込手数料が必要） 「振替払込受付証明書（お客さま用）」を、入学願書裏面の所定欄に貼付。
(9) 戸籍抄本 (該当者のみ)	(2)の調査書・卒業証明書と現在の姓が異なる方のみ。 （なお、戸籍抄本で確認できない場合はご相談ください） ※出願前3ヵ月以内に発行されたものであること。

6 受験票の送付

受験票は、1月21日（木）頃発送します。（ご本人には、郵便の事情にもよりますが翌日以降に届くこととなります。）なお、1月26日（火）を過ぎても到着しないときは、直ちに本校宛てに問い合わせてください。

7 選考方法

筆記試験、面接試験及び調査書等の総合判定により行います。

8 入学試験

(1) 試験期日

- ア 筆記試験 令和3年2月3日（水） 午前9時5分～午後0時30分
（午前9時までに試験会場に入室してください。）
- イ 面接試験 令和3年2月3日（水）
又は 2月4日（木）
受験票送付時に、日程を指定します。

(2) 筆記試験の科目

科 目	範 囲
国 語	国語総合（古文・漢文は除く）
数 学	数学Ⅰ
外国語	コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ

(3) 試験場

筆記試験及び面接試験

名古屋市立中央看護専門学校

※ 試験場の詳細は、巻末の「試験場案内」を参照してください。

9 合格発表

令和3年2月19日（金） 午前10時

入学試験に合格した者について、その受験番号を本校に掲示するとともに、本人宛て通知します。また同日の午後にホームページ上でも掲載します。

なお、電話による問い合わせには応じません。

また、本校では合否電報を実施していないので注意してください。

10 入学時期

令和3年4月

11 応募・受験上の注意

- (1) 提出書類に不備がある場合及び調査書が開封されている場合は、受理しません。
- (2) 郵便事情等により入学願書受理後、受験票の送付が遅延することを考慮して出願書類は早めに投函してください。
- (3) 入学検定料は還付しません。
- (4) 試験当日は、受験票、筆記用具（HBの鉛筆、ボールペン、消しゴム）、腕時計（計算機能付でないもの）等を持参してください。（消えるボールペンは不可。）
- (5) 試験開始後30分を超えた遅刻者は、受験を認めません。
- (6) 受験に関する問い合わせ先

〒461-0004 名古屋市東区葵一丁目4番7号
 名古屋市立中央看護専門学校 管理課事務係
 電話 (052) 935-1755

※ 問い合わせは、午前9時から午後5時の間に行ってください。
 （土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）

12 試験成績の開示について

名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、自己の入学試験結果を本校管理課窓口で閲覧できます。

- (1) 閲覧できる人 受験者本人に限ります。代理人による閲覧はできません。
- (2) 開示内容 受験者本人の科目別得点
- (3) 開示期間 令和3年2月19日（金）から3月19日（金）まで
 ※受付時間 午前9時～12時と午後1時～5時（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）
- (4) 閲覧方法 受験票及び本人であることを証明する身分証明書（写真のあるもの）等を持参のうえ、本校管理課窓口で簡易開示請求書による手続き後、閲覧できます。（電話・メール等による請求はできません。）

令和２年度の科目及び授業時間数

〈別表〉

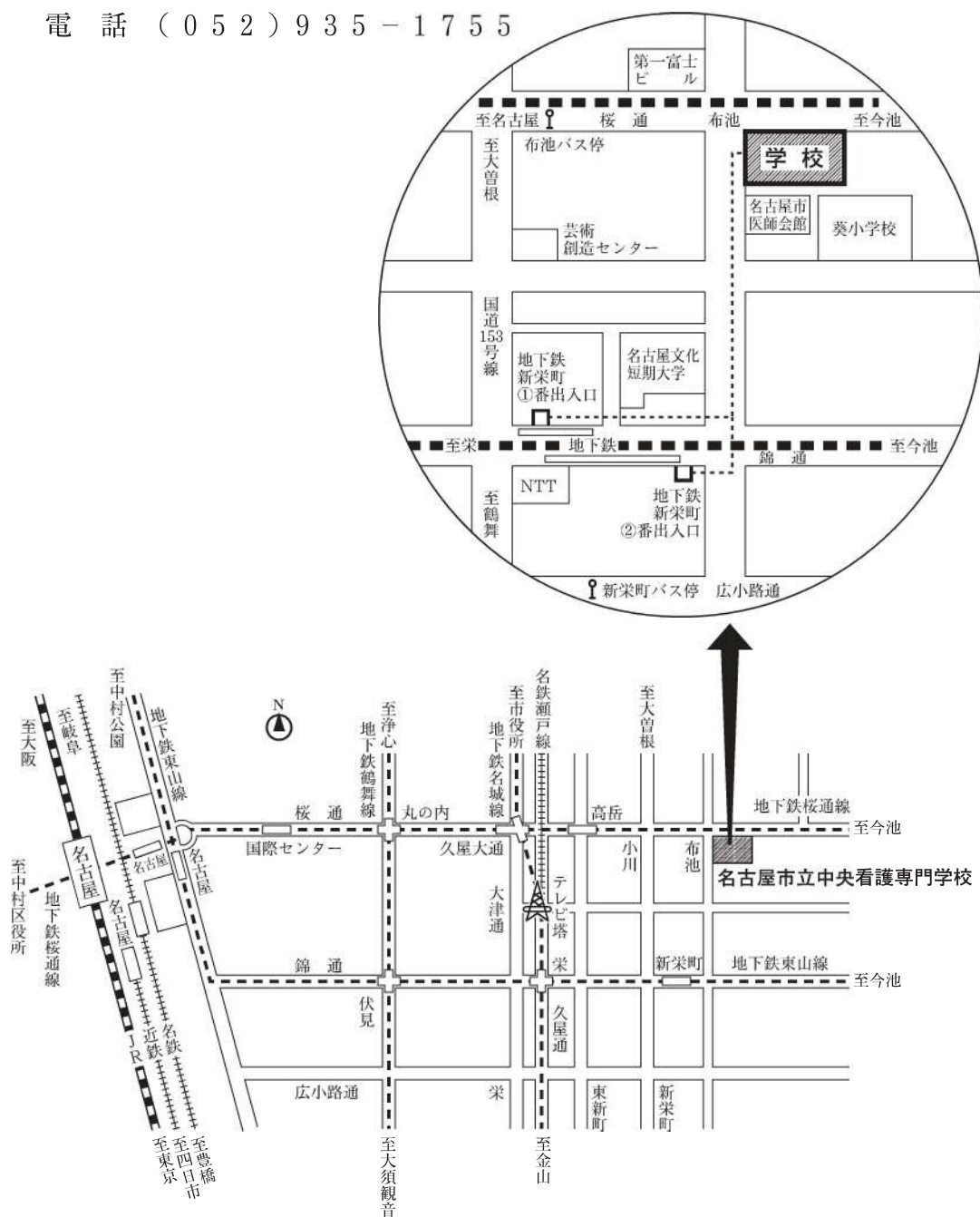
区分	教育内容	科目	単位数	時間数	区分	教育内容	科目	単位数	時間数
基礎分野	1 科学的思考の基盤	論理的思考法	1	15	専門基礎分野	成人看護学	成人看護学総論	1	30
		文章表現法	1	15			リハビリテーションと成人の看護	1	30
		哲学	1	15			慢性期にある成人の看護	1	30
		心理学	1	30			周手術期にある成人の看護	1	30
		人間関係論	1	30			生命危機状態にある成人の看護	1	30
		キャリア形成論	1	15			終末期にある成人の看護	1	30
		社会学	1	15			小計	6	180
	2 人間と生活・社会の理解	医療経済学	1	15		老年看護学	老年看護学総論	1	30
		倫理学	1	15			高齢者の健康障害と看護	1	30
		情報科学	1	30			高齢者の生活援助技術	1	30
		英語Ⅰ	1	30			高齢者の診療に伴う援助技術	1	30
		英語Ⅱ	1	30			小計	4	120
		保健体育	1	30			小児看護学	小児看護学総論	1
小計	13	285	子どもの健康障害と治療に伴う看護	1		30			
1 人体の構造と機能	解剖学	1	30	子どもの健康レベルに応じた看護		1		30	
	生理学	1	30	子どもの看護に必要な技術		1		30	
	生化学	1	30	小計		4		120	
	栄養学	1	30	母性看護学	母性看護学総論	1		30	
		薬理学	1		30	周産期の生理と異常	1	30	
		微生物学	1		30	妊婦・産婦・新生児の看護	1	30	
	2 疾病の成り立ちと回復の促進	病態疾病論Ⅰ	1		15	褥婦の看護	1	30	
		病態疾病論Ⅱ	1		30	小計	4	120	
		病態疾病論Ⅲ	1	30	精神看護学	精神保健	1	30	
		病態疾病論Ⅳ	1	30		精神看護学概論	1	15	
		病態疾病論Ⅴ	1	30		精神障害の病態と看護	1	30	
	病態疾病論Ⅵ	1	30	精神看護に必要な技術		1	30		
	病態疾病論Ⅶ	1	30	小計		4	105		
	3 健康支援と社会保障制度	病態疾病論Ⅷ	1	30	Ⅱ 臨地実習成人看護学	成人看護学実習Ⅰ	2	90	
		専門基礎分野演習	1	15		成人看護学実習Ⅱ	2	90	
		総合医療論Ⅰ	1	15		成人看護学実習Ⅲ	2	90	
		総合医療論Ⅱ	1	15		老年看護学実習Ⅰ	2	90	
		関係法規	1	15		老年看護学実習Ⅱ	2	90	
		公衆衛生学	1	30	小児看護学 母性看護学 精神看護学	小児看護学実習	2	90	
社会福祉学Ⅰ		1	15	母性看護学実習		2	90		
社会福祉学Ⅱ	1	15	精神看護学実習	2		90			
小計	21	525	小計	16	720				
専門基礎分野Ⅰ	基礎看護学	看護学概論	1	30	統合分野	小計	38	1,365	
		看護場面に共通する技術Ⅰ	1	30		在宅看護論	在宅看護概論	1	30
		看護場面に共通する技術Ⅱ	1	30			在宅療養者の生活援助技術	1	15
		看護場面に共通する技術Ⅲ	1	30			在宅療養者の診療援助技術	1	30
		日常生活援助技術Ⅰ	1	30			在宅療養者の事例展開	1	15
		日常生活援助技術Ⅱ	1	30			小計	4	90
		日常生活援助技術Ⅲ	1	30			看護の統合と実践	医療安全	1
		診療に伴う援助技術Ⅰ	1	30		看護管理		1	30
		診療に伴う援助技術Ⅱ	1	30		看護と国際協力		1	30
		臨床看護総論	1	30		看護の実践に必要な技術		1	30
		小計	10	300		小計		4	120
	臨地実習基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ	1	45		臨地実習在宅看護論看護の統合と実践	在宅看護論実習	2	90
		基礎看護学実習Ⅱ	2	90			統合実習	2	90
		小計	3	135			小計	4	180
	小計	13	435	小計		12	390		
						合計	97	3,000	

試 験 場 案 内

会場名 名古屋市立中央看護専門学校

所在地 名古屋市東区葵一丁目4番7号

電 話 (052) 935-1755



交通機関 地下鉄東山線「新栄町駅」より北へ徒歩約5分
地下鉄桜通線「高岳駅」より東へ徒歩約8分

個人情報の取扱いについて

出願に基づき取得した個人情報については、本校において入学試験及び選考、入学手続き、入学後の学籍管理・教育・指導等に関する業務を行うために利用します。



名古屋市立中央看護専門学校

〒461-0004 愛知県名古屋市東区葵一丁目4番7号

TEL 052-935-1755 FAX 052-935-8344

URL <http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/19-5-2-4-0-0-0-0-0.html>



令和3年度

募集要項

看護第二学科

一般

推薦

夢はここで

現実になる――



名古屋市立中央看護専門学校

目 次

看護第二学科の概要	P 1
1 本学科の目的	
2 沿革	
3 課程・修業年限	
4 教育課程	
5 卒業後の資格	
6 授業時間（令和2年度）	
7 休業日	
8 入学検定料・入学科・授業料	
9 初年度の必要経費	
看護第二学科 学生募集要項（推薦入学）.....	P 2 ～ 5
1 応募資格	P 2
2 募集人員	
3 推薦要件	
4 願書受付	
5 出願方法	
6 提出書類	P 3
7 受験票の送付	P 4
8 選考方法	
9 入学試験	
10 内定の通知	
11 合格通知（入学許可通知）	
12 入学時期	
13 推薦入学不合格の場合に、一般入学の受験を希望する者の手続	
14 応募・受験上の注意	P 5
15 試験成績の開示について	
16 看護第二学科受験の皆様へ	
看護第二学科 学生募集要項（一般入学）.....	P 6 ～ 9
1 応募資格	P 6
2 募集人員	
3 願書受付	
4 出願方法	
5 提出書類	P 7
6 受験票の送付	P 8
7 選考方法	
8 入学試験	
9 合格発表	
10 入学時期	
11 応募・受験上の注意	P 9
12 試験成績の開示について	
13 看護第二学科受験の皆様へ	
令和元年度の科目及び授業時間数	P10

看護第二学科の概要

1 本学科の目的

働きながら勉学を志す人にも門戸を開くため、昭和50年4月に国内で初めての昼間定時制（修業年限4年）の看護学校として発足した。

本学科は、看護師になろうとする者に必要な基礎的知識、技術、態度と豊かな人間性を養い、もって保健医療活動に貢献しうる有能な人材を育成することを目的とする。

2 沿革

昭和50年4月 名古屋市立中央高等看護学院開設。

看護学科「3年課程（定時制）（修業年限4年）」設置。

昭和51年9月 名古屋市立中央看護専門学校と改称。

昭和55年4月 現在地に校舎新築移転。助産学科を併設した。

平成2年4月 昭和42年4月開設の名古屋市立看護専門学校が廃止され、同校2年課程を本校に引き継ぐ形で第二看護学科（2年課程）を増設した。

なお、従来の看護学科を第一看護学科と改称した。

平成7年4月 課程再編成により、第一看護学科を看護第二学科に、第二看護学科を看護第三学科と改称し、3年課程の全日制を新たに設け、看護第一学科とした。

平成18年3月 看護第三学科を閉科した。

平成25年3月 助産学科を閉科した。

平成25年5月 研修事業を拡大し「なごやナースキャリアサポートセンター」を開設。

3 課程・修業年限 3年課程定時制（修業年限4年）

4 教育課程 別表（P10）参照

5 卒業後の資格

- (1) 看護師国家試験を受ける資格が得られる。
- (2) 保健師・助産師学校の受験資格が得られる。
- (3) 大学の編入試験の受験資格が得られる。

6 授業時間（令和2年度）

講義 午後1時15分～午後4時50分

実習 午前8時45分～午後4時45分

7 休業日

土曜日、日曜日、祝日、夏期・冬期・春期における休業日

8 入学検定料・入学料・授業料

入学検定料 15,000円

入学料 100,000円

授業料 年額 164,700円

本校は高等教育の修学支援新制度の対象校です。

9 初年度の必要経費

教科書代 約 150,000円

ユニフォーム一式 約 30,000円

後援会費 年額 12,000円

保険料 年額 約 4,500円

他に学校行事・実習に要する経費（交通費、参考図書等）・感染症抗体検査費用

アドミッションポリシー

本校は、知性を磨くこと、心のこもった行動をとること、疑問をもつことが習慣づけられるような看護師を育てることを目指しています。そのために次のような学生を求めています。

- 1 人に深い関心と思いやりを持って関われる人
- 2 幅広く人を理解しようとする姿勢のある人
- 3 他者の話をよく聴いて、自分の考えを伝えることができる人
- 4 目的に向かって主体的に学び頑張りぬく意欲がある人
- 5 生活や健康の自己管理ができる人

看護第二学科 学生募集要項（推薦入学）

以下の内容について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては日程等を変更することがありますので、ご承知おきください。なお、その際は本校ホームページ等を通じて周知いたします。

1 応募資格

高等学校又は中等教育学校※を令和3年3月卒業見込みの者

※中高一貫教育課程の学校（以下同じ）

2 募集人員

募集定員（40名）の50パーセント程度（男・女）

3 推薦要件

次の各号のすべてに該当する者であること。

- (1) 健康で学業成績及び人物ともに優秀であって出身高等学校長又は出身中等教育学校長が責任をもって推薦できる者
- (2) 高等学校又は中等教育学校在学中の学業成績の全体の評定平均値が3.5以上の者
- (3) 高等学校又は中等教育学校の最終学年第1学期末までの欠席日数が10日以内の者（忌引き等の日数は除く。長期入院等特に事情がある場合はご相談ください。）
- (4) 将来看護を通じて医療及び社会福祉に貢献しようとする積極的な意志を有し、かつ、それに耐えうる能力を有する者
- (5) 本校卒業後は、名古屋市内の医療機関に看護従事者として就業意志を有する者
- (6) 本校への入学を許可された場合は、入学を確約できる者

4 願書受付

(1) 受付期間

令和2年10月1日（木）から10月8日（木）まで

※ 受付時間 午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）

郵送の場合は、受付期間中の消印のあるものを有効とします。

(2) 願書の提出先

〒461-0004 名古屋市東区葵一丁目4番7号

名古屋市立中央看護専門学校 管理課事務係

5 出願方法

本募集要項にはさみこまれている出願用封筒を使用し、出願書類をとりまとめて提出してください。

ただし、郵送の場合は、簡易書留としてください。

6 提出書類

(1) 入学願書 (推薦入学用)	本募集要項にとじこみの用紙（白色）を使用。
(2) 調査書（進学用）	出身高等学校長又は出身中等教育学校長が作成し、厳封したもの。
(3) 推薦書	本募集要項にとじこみの用紙を使用し、出身高等学校長又は出身中等教育学校長が作成し、厳封したもの。 ※作成上の注意 推薦書の「5 欠席日数」 欠席理由欄に忌引以外の欠席について必ず理由を記入してください。
(4) 受験票 (推薦入学用)	本募集要項にとじこみの用紙を使用。 受験票の氏名欄を記入。 なお、推薦入学に不合格になった場合に一般入学を希望する者は、一般入学用受験票も同時に提出してください。 受験票の氏名欄を必ず記入。
(5) 受験票返送用封筒	本募集要項にはさみこまれている返送用封筒に郵便番号、住所、氏名を記入し、244円分の切手（特定記録）を貼付。
(6) 写真票	本募集要項にとじこみの用紙を使用。 写真票の氏名欄を必ず記入。
(7) 写真	入学願書と写真票の所定欄に同一の写真をそれぞれ貼付。 写真のサイズは縦4cm、横3cm。カラー（白黒は不可）。 出願前3ヵ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向のもの。 裏面に氏名を記載すること。
(8) 連絡用シール	合格通知の郵送に使用するため、本募集要項にはさみこまれている連絡用シールに、合格発表日（令和3年2月19日（金））時点の氏名、郵便番号、住所、電話番号を記入。（受験番号欄は記入しない。） シールは必ず上下とも記入すること。 なお、記入内容に変更がある場合には本校宛てに連絡すること。
(9) 入学検定料	入学検定料15,000円。 原則として本校所定の払込用紙（本募集要項にとじこみのもの）を用い、最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局にて出願までに納付。（払込手数料が必要） 「振替払込受付証明書（お客さま用）」を、入学願書裏面の所定欄に貼付。

7 受験票の送付

受験票は、**10月15日（木）**頃発送します。（ご本人には、郵便の事情にもよりますが翌日以降に届くこととなります。）なお、**10月22日（木）**を過ぎても到着しないときは、直ちに本校宛てに問い合わせてください。また、警報発令時の対応について受験票裏面に記載がありますので確認してください。

8 選考方法

筆記試験、面接試験及び提出書類（調査書及び推薦書）の総合判定により行います。

9 入学試験

(1) 試験期日

ア 筆記試験 **令和2年11月5日（木）** 午前9時15分～午前11時30分
（午前9時10分までに試験会場に入室してください。）

イ 面接試験 **令和2年11月5日（木）午後**

※ 11月5日（木）午前7時時点において本校の所在地（名古屋市）に暴風警報が発令されている時は、当日の試験を中止し翌日6日（金）に延期します。

(2) 筆記試験の科目

科目	範 囲
国 語	国語総合（古文・漢文は除く）
数 学	数学Ⅰ

(3) 試験場

筆記試験及び面接試験

名古屋市立中央看護専門学校

※ 試験場の詳細は、巻末の「試験場案内」を参照してください。

10 内定の通知

令和2年11月25日（水）発送

結果については、出身高等学校長又は出身中等教育学校長に通知します。

電話による問い合わせには応じません。

11 合格通知（入学許可通知）

合格内定者は、合格発表日（令和3年2月19日（金））に本校に掲示及び本校ホームページに掲載するとともに、本人宛て入学手続について通知します。

12 入学時期

令和3年4月

13 推薦入学不合格の場合に、一般入学の受験を希望する者の手続

推薦入学に不合格となり、一般入学の受験を希望する者は、改めて入学検定料を納付し出願手続をしてください。ただし、推薦入学手続の際に、入学願書の一般入学試験を受験するか否かの欄で「受験する」を選び、一般入学受験票を提出した者は、改めて出願書類を提出する必要はなく、入学検定料を納付し、振替払込受付証明書を郵送してください。（詳細は、不合格である旨の通知時にご連絡します。）

14 応募・受験上の注意

- (1) 推薦要件に該当しない場合は、受理しません。
- (2) 提出書類に不備がある場合及び調査書、推薦書が開封されている場合は、受理しません。
- (3) 郵便事情等により入学願書受理後、受験票の送付が遅延することを考慮して出願書類は早めに投函してください。
- (4) 入学検定料は還付しません。
- (5) 試験当日は、受験票、筆記用具（HBの鉛筆、ボールペン、消しゴム）、腕時計（計算機能付でないもの）等を持参してください。（消えるボールペンは不可。）
- (6) 試験開始後30分を超えた遅刻者は、受験を認めません。
- (7) 受験に関する問い合わせ先

〒461-0004 名古屋市東区葵一丁目4番7号
名古屋市立中央看護専門学校 管理課事務係
電話（052）935－1755

※ 問い合わせは、午前9時から午後5時の間に行ってください。
（土曜日、日曜日、祝日を除きます。）

15 試験成績の開示について

名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、自己の入学試験結果を本校管理課窓口で閲覧できます。

- (1) 閲覧できる人 受験者本人に限ります。代理人による閲覧はできません。
- (2) 開示内容 受験者本人の科目別得点
- (3) 開示期間 令和3年2月19日（金）から3月19日（金）まで
※受付時間 午前9時～12時と午後1時～5時（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）
- (4) 閲覧方法 受験票及び本人であることを証明する身分証明書（写真のあるもの）等を持参のうえ、本校管理課窓口で簡易開示請求書による手続き後、閲覧できます。（電話・メール等による請求はできません。）

16 看護第二学科受験の皆様へ

看護第二学科は働きながらも看護の勉強ができることが特徴ですが、学業と職業を両立させるためには、勤務先等周囲の理解や協力とともに、学生自身の強い決意と努力が大切です。

なお、合格後の就職先について、学校ではあっせんを行っておりません。病院・診療所での看護助手等の仕事を希望される方については、名古屋市医師会会員サービス課で紹介をさせていただいておりますので、下記までお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先

就職に関すること 名古屋市医師会会員サービス課
電話（052）937－7801

看護第二学科 学生募集要項（一般入学）

以下の内容について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては日程等を変更することがありますので、ご承知おきください。なお、その際は本校ホームページ等を通じて周知いたします。

1 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 高等学校又は中等教育学校^{※1}を卒業（令和3年3月卒業見込みを含む）した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育法の学校教育を修了した者又は令和3年3月修了見込みの者
- (3) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- (4) 本校の個別の入学資格審査^{※2}により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

※1 中高一貫教育課程の学校（以下同じ）

※2 個別の入学審査により出願を希望する者は、事前に相談の上、令和2年10月2日（金）までに審査申請してください。

2 募集人員 募集定員（40名）の50パーセント程度（男・女）

3 願書受付

(1) 受付期間

令和3年1月5日（火）から1月13日（水）まで

※ 受付時間 午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）

郵送の場合は、受付期間中の消印のあるものを有効とします。

(2) 願書の提出先

〒461-0004 名古屋市東区葵一丁目4番7号

名古屋市立中央看護専門学校 管理課事務係

4 出願方法

本募集要項にはさみこまれている出願用封筒を使用し、出願書類をとりまとめて提出してください。

ただし、郵送の場合は、簡易書留としてください。

5 提出書類

(1) 入学願書 (一般入学用)	本募集要項にとじこみの用紙（黄色）を使用。
(2) 調査書（進学用）	出身高等学校長又は出身中等教育学校長が作成し、厳封したもの。 ※高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定の合格者は合格成績証明書（合格証明書では不可） ※卒業後5年以上経過しているときは調査書に代えて卒業証明書を提出。（卒業証明書は厳封していないもので可）（大卒・短大卒の方であっても高等学校の卒業証明書を提出して下さい） ※各証明書は出願前3ヵ月以内に発行されたものであること。
(3) 受験票 (一般入学用)	本募集要項にとじこみの用紙を使用。 受験票の氏名欄を記入。
(4) 受験票返送用封筒	本募集要項にはさみこまれている返送用封筒に郵便番号、住所、氏名を記入し、 244円分の切手（特定記録） を貼付。
(5) 写真票	本募集要項にとじこみの用紙を使用。 写真票の氏名欄を必ず記入。
(6) 写真	入学願書と写真票の所定欄に同一の写真をそれぞれ貼付。 写真のサイズは縦4cm、横3cm。カラー（白黒は不可）。 出願前3ヵ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向のもの。 裏面に氏名を記載すること。
(7) 連絡用シール	合格通知の郵送に使用するため、本募集要項にはさみこまれている連絡用シールに、合格発表日（令和3年2月19日（金））時点の氏名、郵便番号、住所、電話番号を記入。（受験番号欄は記入しない。） シールは必ず上下とも記入すること。 なお、記入内容に変更がある場合には本校宛てに連絡すること。
(8) 入学検定料	入学検定料15,000円。 原則として本校所定の払込用紙（本募集要項にとじこみのもの）を用い、最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局にて出願までに納付。（払込手数料が必要） 「振替払込受付証明書（お客さま用）」を、入学願書裏面の所定欄に貼付。
(9) 戸籍抄本 (該当者のみ)	(2)の調査書・卒業証明書と現在の姓が異なる方のみ。 (なお、戸籍抄本で確認できない場合はご相談ください) ※出願前3ヵ月以内に発行されたものであること。

6 受験票の送付

受験票は、1月21日（木）頃発送します。（ご本人には、郵便の事情にもよりますが翌日以降に届くこととなります。）なお、1月26日（火）を過ぎても到着しないときは、直ちに本校宛てに問い合わせてください。

7 選考方法

筆記試験、面接試験及び調査書等の総合判定により行います。

8 入学試験

(1) 試験期日

- ア 筆記試験 令和3年2月3日（水） 午前9時5分～午後0時30分
（午前9時までに試験会場に入室してください。）
- イ 面接試験 令和3年2月3日（水）
又は 2月4日（木）
受験票送付時に、日程を指定します。

(2) 筆記試験の科目

科 目	範 囲
国 語	国語総合（古文・漢文は除く）
数 学	数学Ⅰ
外国語	コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ

(3) 試験場

筆記試験及び面接試験

名古屋市立中央看護専門学校

※ 試験場の詳細は、巻末の「試験場案内」を参照してください。

9 合格発表

令和3年2月19日（金） 午前10時

入学試験に合格した者について、その受験番号を本校に掲示するとともに、本人宛て通知します。また同日の午後にホームページ上でも掲載します。

なお、電話による問い合わせには応じません。

また、本校では合否電報を実施していないので注意してください。

10 入学時期

令和3年4月

11 応募・受験上の注意

- (1) 提出書類に不備がある場合及び調査書が開封されている場合は、受理しません。
- (2) 郵便事情等により入学願書受理後、受験票の送付が遅延することを考慮して出願書類は早めに投函してください。
- (3) 入学検定料は還付しません。
- (4) 試験当日は、受験票、筆記用具（HBの鉛筆、ボールペン、消しゴム）、腕時計（計算機能付でないもの）等を持参してください。（消えるボールペンは不可。）
- (5) 試験開始後30分を超えた遅刻者は、受験を認めません。
- (6) 受験に関する問い合わせ先

〒461-0004 名古屋市東区葵一丁目4番7号
 名古屋市立中央看護専門学校 管理課事務係
 電話 (052) 935-1755

※ 問い合わせは、午前9時から午後5時の間に行ってください。
 （土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）

12 試験成績の開示について

名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、自己の入学試験結果を本校管理課窓口で閲覧できます。

- (1) 閲覧できる人 受験者本人に限ります。代理人による閲覧はできません。
- (2) 開示内容 受験者本人の科目別得点
- (3) 開示期間 令和3年2月19日（金）から3月19日（金）まで
 ※受付時間 午前9時～12時と午後1時～5時（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）
- (4) 閲覧方法 受験票及び本人であることを証明する身分証明書（写真のあるもの）等を持参のうえ、本校管理課窓口で簡易開示請求書による手続き後、閲覧できます。（電話・メール等による請求はできません。）

13 看護第二学科受験の皆様へ

看護第二学科は働きながらも看護の勉強ができることが特徴ですが、学業と職業を両立させるためには、勤務先等周囲の理解や協力とともに、学生自身の強い決意と努力が大切です。

なお、合格後の就職先について、学校ではあっせんを行っておりません。病院・診療所での看護助手等の仕事を希望される方については、名古屋市医師会情報・会員サービス課で紹介をさせていただいておりますので、下記までお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先

就職に関すること 名古屋市医師会情報・会員サービス課
 電話 (052) 937-7801

令和２年度の科目及び授業時間数

〈別表〉

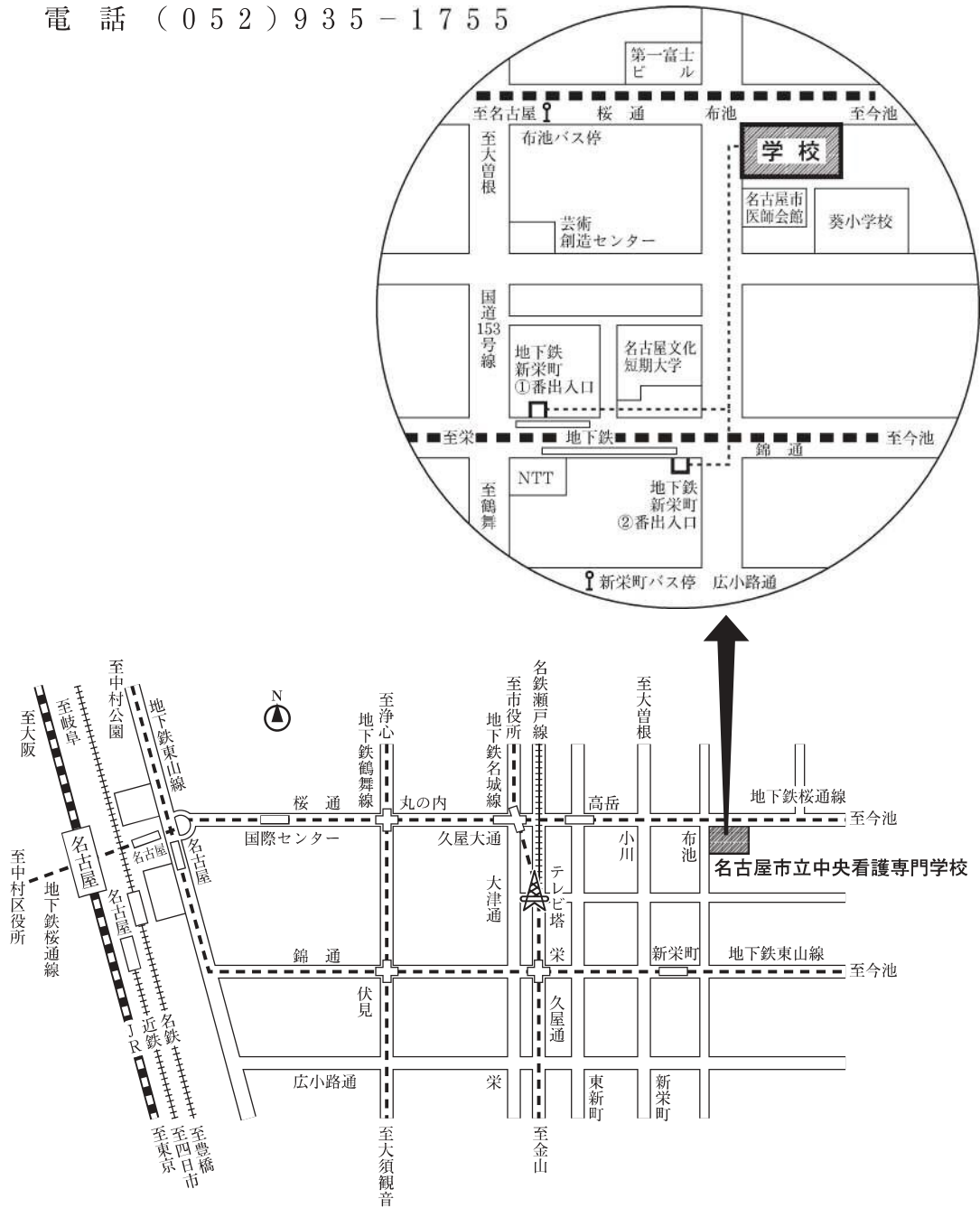
区分	教育内容	科目	単位数	時間数	区分	教育内容	科目	単位数	時間数	
基礎分野	1 科学的思考の基盤	論理的思考法	1	15	専門基礎分野	成人看護学	成人看護学総論	1	30	
		文章表現法	1	15			リハビリテーションと成人の看護	1	30	
		哲学	1	15			慢性期にある成人の看護	1	30	
		心理学	1	30			周手術期にある成人の看護	1	30	
		人間関係論	1	30			生命危機状態にある成人の看護	1	30	
		キャリア形成論	1	15			終末期にある成人の看護	1	30	
		社会学	1	15			小計	6	180	
	2 人間と生活・社会の理解	医療経済学	1	15		老年看護学	老年看護学総論	1	30	
		倫理学	1	15			高齢者の健康障害と看護	1	30	
		情報科学	1	30			高齢者の生活援助技術	1	30	
		英語Ⅰ	1	30			高齢者の診療に伴う援助技術	1	30	
		英語Ⅱ	1	30			小計	4	120	
		保健体育	1	30			小児看護学	小児看護学総論	1	30
小計		13	285	子どもの健康障害と治療に伴う看護				1	30	
専門基礎分野	1 人体の構造と機能	解剖学	1	30		子どもの健康レベルに応じた看護		1	30	
		生理学	1	30		子どもの看護に必要な技術		1	30	
		生化学	1	30		小計		4	120	
		2 疾病の成り立ちと回復の促進	栄養学	1	30	母性看護学	母性看護学総論	1	30	
			薬理学	1	30		周産期の生理と異常	1	30	
			微生物学	1	30		妊婦・産婦・新生児の看護	1	30	
	病態疾病論Ⅰ		1	15	褥婦の看護		1	30		
	病態疾病論Ⅱ		1	30	小計		4	120		
	病態疾病論Ⅲ		1	30	精神看護学	精神保健	1	30		
	病態疾病論Ⅳ		1	30		精神看護学概論	1	15		
	病態疾病論Ⅴ	1	30	精神障害の病態と看護		1	30			
	病態疾病論Ⅵ	1	30	精神看護に必要な技術		1	30			
	病態疾病論Ⅶ	1	30	小計		4	105			
	3 健康支援と社会保障制度	病態疾病論Ⅷ	1	30	Ⅱ	臨地実習成人看護学	成人看護学実習Ⅰ	2	90	
		専門基礎分野演習	1	15			成人看護学実習Ⅱ	2	90	
		総合医療論Ⅰ	1	15			成人看護学実習Ⅲ	2	90	
		総合医療論Ⅱ	1	15		老年看護学	老年看護学実習Ⅰ	2	90	
		関係法規	1	15			老年看護学実習Ⅱ	2	90	
		公衆衛生学	1	30			小児看護学 母性看護学 精神看護学	小児看護学実習	2	90
		社会福祉学Ⅰ	1	15		母性看護学実習		2	90	
	社会福祉学Ⅱ	1	15	精神看護学実習		2		90		
小計	21	525	小計	16		720				
専門分野Ⅰ	基礎看護学	看護学概論	1	30	統合分野	小				
		看護場面に共通する技術Ⅰ	1	30			在宅看護論	在宅看護概論	1	30
		看護場面に共通する技術Ⅱ	1	30				在宅療養者の生活援助技術	1	15
		看護場面に共通する技術Ⅲ	1	30				在宅療養者の診療援助技術	1	30
		日常生活援助技術Ⅰ	1	30				在宅療養者の事例展開	1	15
		日常生活援助技術Ⅱ	1	30				小計	4	90
		日常生活援助技術Ⅲ	1	30		看護の統合と実践		医療安全	1	30
		診療に伴う援助技術Ⅰ	1	30			看護管理	1	30	
		診療に伴う援助技術Ⅱ	1	30			看護と国際協力	1	30	
		臨床看護総論	1	30			看護の実践に必要な技術	1	30	
		小計	10	300			小計	4	120	
	臨地実習基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ	1	45			臨地実習在宅看護論看護の統合と実践	臨地実習在宅看護論	在宅看護論実習	2
		基礎看護学実習Ⅱ	2	90		統合実習		2	90	
		小計	3	135		小計		4	180	
	小計	13	435	小計		12	390			
						合計	97	3,000		

試 験 場 案 内

会場名 名古屋市立中央看護専門学校

所在地 名古屋市東区葵一丁目4番7号

電 話 (052) 935-1755



個人情報の取扱いについて

出願に基づき取得した個人情報については、本校において入学試験及び選考、入学手続き、入学後の学籍管理・教育・指導等に関する業務を行うために利用します。



名古屋市立中央看護専門学校

〒461-0004 愛知県名古屋市東区葵一丁目4番7号

TEL 052-935-1755 FAX 052-935-8344

URL <http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/19-5-2-4-0-0-0-0-0-0.html>



注 令和 2 年 1 月から改正経過を注記した。

目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 3 条)
第 2 章 組織(第 4 条・第 4 条の 2)
第 3 章 学年、学期及び休業日(第 5 条・第 6 条)
第 4 章 教育の内容及び単位の計算方法(第 7 条・第 7 条の 2)
第 5 章 入学(第 8 条―第 15 条)
第 6 章 欠席、休学、退学、転学及び除籍(第 16 条―第 20 条)
第 7 章 試験及び卒業(第 21 条―第 27 条)
第 8 章 授業料及び入学科(第 28 条・第 29 条)
第 9 章 賞罰(第 30 条・第 31 条)
第 10 章 学生の生活相談(第 32 条)
第 11 章 健康診断(第 33 条)
第 12 章 研修(第 34 条・第 35 条)
第 13 章 学校評価(第 36 条)
第 14 章 雑則(第 37 条)

附則

第 1 章 総則
(目的等)
第 1 条 名古屋市立中央看護専門学校(以下「学校」という。)は、看護師を養成するとともに、保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護職員」という。)の知識及び技能の向上を図り、もって名古屋市民の医療に貢献しうる有能な人材を育成することを目的とする。

2 学校は、名古屋市東区葵一丁目 4 番 7 号に置く。

(課程、学科、修業年限及び在学年限)

第 2 条 学校に置く課程、学科及び修業年限は、次のとおりとする。

課程	学科	修業年限	備考
専門課程	看護第二学科	4 年	3 年課程(昼間定時制)

(令 6 規則 44 ・一部改正)

2 学生は、8 年を超えて在学することはできない。ただし、第 13 条第 1 項の規定により入学した者は、同条第 4 項の規定により定められた修業年限の 2 倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

(学生定員及び学級編成)

第 3 条 学校の学生定員及び学級編成は、次のとおりとする。

学科	1 学年定員	総定員	1 学級
看護第二学科	40 人	40 人	40 人

(令 4 規則 26・令 5 規則 17・令 6 規則 44 ・一部改正)

第2章 組織

(職員)

第4条 学校に校長その他の職員を置く。

(委員会等)

第4条の2 学校の運営に係る重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、校長及び校長が指定する者によって組織する。
- 3 運営委員会に関し必要な事項は、校長が定める。
- 4 校長は、必要に応じて、入学者選考委員会その他の委員会等を置くことができる。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

- 2 前項の学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「法」という。)に規定する休日、日曜日及び土曜日並びに春期休業、夏期休業及び冬期休業とする。

- 2 春期休業、夏期休業及び冬期休業は、1年を通じて8週間とし、期間及び時期については校長が定める。
- 3 前2項に定めるほか、校長は、特に必要と認めたときは、臨時休業日を設ける。
- 4 校長は、必要があると認めるときは、第1項に定める休業日に授業を行なうことができる。

第4章 教育の内容及び単位の計算方法

(教育の内容)

第7条 学校の教育内容、科目、単位数及び時間数(以下「教育内容等」という。)は、別表のとおりとする。

(単位の計算方法)

第7条の2 各科目の単位計算方法は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間又は30時間の講義又は演習をもって1単位とする。
- (2) 臨地実習については、45時間の実習をもって1単位とする。

第5章 入学

(入学資格)

第8条 学校に入学することができる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定に該当する者又は学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したものとする。

(入学期)

第9条 入学期は、毎学年の始めとする。

(入学願)

第10条 学校に入学しようとする者は、指定の期日までに次に掲げる書類に入学検定料を添えて、校長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書(第1号様式)
- (2) 高等学校又は中等教育学校の卒業証書の写し、高等学校又は中等教育学校の長が発行する卒業証明書又は卒業見込証明書、高等学校又は中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力を有することを証明する書類その他の入学資格を証明する書類

(3) 高等学校、中等教育学校等の長が発行する調査書

(選考)

第 11 条 学校に入学しようとする者には、筆記試験及び面接試験により、選考を行う。

2 前項の規定にかかわらず、校長は、市長の承認を得て書類選考その他の方法により、選考を行うことができる。

3 前 2 項に規定する選考方法の細目は、校長が定め、そのつど公告する。

(入学の許可)

第 12 条 校長は、選考により合格した者に対して入学を許可する。

(入学前に修得した単位の認定)

第 12 条の 2 校長は、第 1 年次に入学した者(以下「第 1 年次入学者」という。)が次の各号に掲げる学校等において修得した単位について、教育上有益であると認める場合は、卒業の要件として修得すべき単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で、入学者選考委員会の議を経て、本校において修得したものとみなすことができる。

(1) 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校

(2) 歯科衛生士法(昭和 23 年法律第 204 号)第 12 条第 1 号の規定により指定されている歯科衛生士学校又は
同条第 2 号の規定により指定されている歯科衛生士養成所

(3) 診療放射線技師法(昭和 26 年法律第 226 号)第 20 条第 1 号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

(4) 臨床検査技師等に関する法律(昭和 33 年法律第 76 号)第 15 条第 1 号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所

(5) 理学療法士及び作業療法士法(昭和 40 年法律第 137 号)第 11 条第 1 号若しくは第 2 号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第 12 条第 1 号若しくは第 2 号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設

(6) 視能訓練士法(昭和 46 年法律第 64 号)第 14 条第 1 号又は第 2 号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所

(7) 臨床工学技士法(昭和 62 年法律第 60 号)第 14 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所

(8) 義肢装具士法(昭和 62 年法律第 61 号)第 14 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所

(9) 救急救命士法(平成 3 年法律第 36 号)第 34 条第 1 号、第 2 号又は第 4 号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所

(10) 言語聴覚士法(平成 9 年法律第 132 号)第 33 条第 1 号、第 2 号、第 3 号又は第 5 号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所

2 校長は、第 1 年次入学者が社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 40 条第 2 項第 1 号の規定により指定されている学校又は養成施設において修得した単位(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成 20 年厚生労働省令第 42 号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和 62 年厚生省令第 50 号)別表第 4 基礎分野の項又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第 4 人間と社会の項若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号)別表第 4 人間と社会の項に掲げるものに限る。)について、教育上有益であると認める場合は、別表基礎分野の項に掲げるものに限り、入学者選考委員会の議を経て、本校において修得したものとみなすことができる。

(転入学)

第13条 校長は、学科において欠員がある場合には、他の看護師学校又は看護師養成所(以下「看護師学校等」という。)に在学する者で当該看護師学校等の長の承認を得たものの転入学を許可することができる。

2 前項の許可は、選考を経て行う。この場合においては、第11条第1項の規定を準用する。

3 転入学しようとする者は、転入学願書(第4号様式)に校長が必要と認めた書類及び入学検定料を添えて、校長に提出しなければならない。

4 第1項の規定により転入学を許可された者の既に修得した教育内容等の取扱い並びに修業年限については、入学者選考委員会の議を経て校長が定める。

(入学手続)

第14条 入学(転入学を含む。)を許可された者は、校長が指定する期日までに、保証人連署の誓約書(第5号様式)に入学料を添えて提出しなければならない。

2 校長は、前項の期日までに正当な理由なく前項の手続をしない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

(保証人)

第15条 前条第1項に定める保証人は2人とし、それぞれ独立の生計を営む者でなければならない。

第6章 欠席、休学、退学、転学及び除籍

(欠席)

第16条 学生は、病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、校長に届け出なければならない。

(休学)

第17条 学生は、病気その他やむを得ない理由により、休学しようとするときは、保証人と連名で休学願(第7号様式)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、病気のため就学が不適当と認められる学生に対しては、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1年以内とする。

4 休学の期間は、第2条第2項の在学年限には算入しない。

(復学)

第18条 休学した学生が復学しようとするときは、保証人と連名で復学願(第8号様式)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(退学及び転学)

第19条 学生は、病気その他やむを得ない理由により退学し、又は転学しようとするときは、保証人と連名で退学・転学願(第9号様式)を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第20条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

(1) 第2条第2項に定める在学年限を超えた者

(2) 休学期間が1年を超えた者

(3) 看護師となる適性を欠くと認められる者

(4) 病気のため成業の見込みがない者

(5) 行方不明の者

(6) 正当な理由がなく、相当の長期にわたり、授業料を滞納し、督促を受けても納付しない者

第7章 試験及び卒業

(試験等)

第21条 学科試験及び評価(以下「試験等」という。)は、履修した科目ごとに行う。

(合格及び単位の認定)

第 21 条の 2 試験等の成績は、科目ごとに 100 点をもって満点とし、60 点以上を合格とする。

2 試験等に合格した者には、所定の単位を認定する。

(再試験)

第 22 条 学科試験に不合格であった者で校長が必要と認めるものは、再試験を受けることができる。

(追試験)

第 23 条 校長は、病気その他やむを得ない理由によって試験を受けることができなかった者に、追試験を受けさせることができる。

(卒業の認定)

第 24 条 卒業の認定は、4 年以上在学し、別表に定める単位を修得した者について校長が行う。

(卒業の欠格条件)

第 25 条 欠席日数が、出席すべき日数の 3 分の 1 を超えた者は、卒業することができない。

(卒業証書)

第 26 条 校長は、卒業の認定をした者に対して卒業証書(第 10 号様式)を授与する。

(称号)

第 27 条 前条の規定により卒業証書を授与された者は、専門士(医療専門課程)と称することができる。

第 8 章 授業料及び入学金

(令 2 規則 6・改称)

(授業料の納付等)

第 28 条 授業料は、次の 2 学期に分けて前期分については 4 月末日までに、後期分については 10 月末日までに納付しなければならない。ただし、校長において必要があると認めるときは、そのほかの納付方法によることができる。

(1) 前期 82,350 円

(2) 後期 82,350 円

2 前項に規定する納期限が、法に規定する休日、日曜日又は土曜日(以下この項において「休日等」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する休日等でない日を納期限とする。

(授業料等の減免等)

第 29 条 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第 8 号)第 8 条第 1 項に規定する授業料等減免対象者と認められる者には、授業料及び入学金(以下「授業料等」という。)の全部又は一部を免除する。

2 経済的理由により授業料等の納付が著しく困難であると認められる者(前項の規定の適用を受ける者を除く。)には、授業料等の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

3 1 学期を通じて休学を許可された者に対しては、審査のうえその学期の授業料を免除することがある。ただし、学期の中途に復学したときは、その学期の授業料は納付しなければならない。

(令 2 規則 6・一部改正)

第 9 章 賞罰

(表彰)

第 30 条 校長は、学業成績が優秀で品行が方正であり、かつ、他の学生の模範となると認められる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第 31 条 校長は、教育上必要があると認めるときは、学生に対して懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行なう。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で卒業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 10 章 学生の生活相談

(学生の生活相談)

第 32 条 校長は、学生の保護者等と連携を密にし、常に学生の生活状況を把握することにより、学生が心身ともに健全な環境で修学できるよう、学生の生活相談に努めなければならない。

第 11 章 健康診断

(健康診断)

第 33 条 校長は、年 1 回以上学生の健康診断を行わなければならない。

第 12 章 研修

(研修等)

第 34 条 学校は、第 1 条第 1 項の目的に資するため、看護職員に対し、必要な研修を行う。

2 研修を受けることができる者の資格及び定員その他研修に関し必要な事項は、募集の都度市長の承認を得て校長が定める。

(受講の申込み及び許可)

第 35 条 前条第 1 項の研修を受けようとする看護職員は、別に定める受講申込書を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の申込みを受けたときは、選考により受講を許可する。

第 13 章 学校評価

(学校評価)

第 36 条 学校は、その教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 学校は、前項の評価の結果について、学識経験者及び学校の関係者による評価を受け、その結果を公表するものとする。

3 前 2 項の評価に関し必要な事項は、校長が定める。

(令 2 規則 6・一部改正)

第 14 章 雑則

(委任)

第 37 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長の承認を得て校長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 51 年規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 51 年規則第 114 号)

この規則は、昭和 51 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年規則第 124 号)

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年規則第 40 号)

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 27 条第 2 号及び第 3 号の改正規定は、昭和 59 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年規則第 28 号)

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 27 条第 2 号及び第 3 号の改正規定は、昭和 61 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年規則第 112 号)

この規則は、昭和 63 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 27 条第 1 号及び第 28 条第 1 項の改正規定は、昭和 64 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年規則第 124 号)

- 1 この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 3 条、第 8 条、第 10 条及び第 27 条の改正規定は、平成 2 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 名古屋市立看護専門学校規則(昭和 42 年名古屋市規則第 32 号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。
- 3 この規則の施行の際現に存する名古屋市立看護専門学校(以下「看護専門学校」という。)第一部課程については、旧規則は、平成 2 年 3 月 31 日に当該課程に在学する者(以下「第一部課程在学学生」という。)が当該課程に在学しなくなる日までの間は、なおその効力を有する。
- 4 第一部課程在学学生は、看護専門学校第一部課程を卒業するため必要であった課程の履修を引き続き名古屋市立中央看護専門学校(以下「中央看護専門学校」という。)第一看護学科において行うものとし、同校は、そのために必要な教育を行うものとする。この場合における課程の履修その他当該学生の教育に関し必要な事項は、同校の校長が定める。
- 5 平成 2 年 3 月 31 日において看護専門学校第二部課程に在学する者は、平成 2 年 4 月 1 日に中央看護専門学校第二看護学科の学生となるものとし、当該学生の授業料については、なお従前の例による。
- 6 前項の規定により中央看護専門学校第二看護学科の学生となった者の既に修得した科目、授業科目及び授業時間数の取扱い並びに修業年限については同校の校長が定める。
- 7 この規則の施行の際現に中央看護専門学校に在学する者(第 1 学年に在学する者を除く。)に係る科目、授業科目及び授業時間数については、この規則による改正後の名古屋市立中央看護専門学校規則(以下「改正後規則」という。)別表第 1 から別表第 3 までの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 この規則の施行の日以後において、中央看護専門学校に転入学する学生に係る科目、授業科目及び授業時間数については、改正後規則別表第 1 から別表第 3 までの規定にかかわらず、その者の属する学科及び学年の在学者に係る科目、授業科目及び授業時間数と同一とする。

附 則(平成 3 年規則第 108 号)

この規則は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年規則第 15 号)

この規則は、平成 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年規則第 79 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成 5 年規則第 125 号)抄

- 1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書、届、報告書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に第 1 条から第 3 条までの規定による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、これらの規定による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

- 5 この規則の施行の際現に第4条の規定による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、同条の規定による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成6年規則第21号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年規則第165号)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 名古屋市立中央看護専門学校看護第一学科、看護第二学科及び看護第三学科に学生を入学させるために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際現に存する名古屋市立中央看護専門学校第一看護学科及び第二看護学科については、この規則による改正前の名古屋市立中央看護専門学校規則の規定は、平成7年3月31日に当該学科に在学する学生(同日後に当該学科に転入学する学生を含む。)が当該学科に在学しなくなる日までの間は、なおその効力を有する。

附 則(平成7年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年規則第53号)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市立中央看護専門学校規則(以下「改正後規則」という。)の規定は、平成9年後以後に入学(転入学を除く。)する学生について適用し、平成8年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 3 平成9年度以後に転入学する学生については、改正後規則の規定にかかわらず、その者の属する学年の在学生の例による。

附 則(平成11年規則第30号)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市立中央看護専門学校規則(以下「改正後規則」という。)の規定は、平成11年度以後に入学(転入学を除く。)する学生について適用し、平成10年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 3 平成11年度以後に転入学する学生については、改正後規則の規定にかかわらず、その者の属する学年の在学生の例による。

附 則(平成13年規則第17号)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市立中央看護専門学校規則(以下「改正後規則」という。)第12条の2第1項の規定は、平成13年度以後に入学(転入学を除く。)する学生について適用し、平成12年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 3 平成13年度以後に転入学する学生については、改正後規則の規定にかかわらず、その者の属する学年の在学生の例による。

附 則(平成14年規則第42号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第22号)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市立中央看護専門学校規則(以下「改正後規則」という。)の規定は、平成15年度以後に入学(転入学を除く。)する学生について適用し、平成14年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成 14 年度以前に入学した学生に係る教育内容、科目、単位数及び時間数について、従前の例によりがたいと校長が認める場合は、改正後規則に定めるところによる。
- 4 平成 15 年度以後に転入学する学生については、改正後規則の規定にかかわらず、その者の属する学年の在学生の例による。

附 則(平成 16 年規則第 14 号)

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市立中央看護専門学校規則第 2 条第 2 項の規定は、平成 16 年度以後に入学する学生について適用し、平成 15 年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年規則第 32 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条及び第 10 条第 2 号ウの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年規則第 37 号)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市立中央看護専門学校規則第 3 条の規定は、平成 18 年度以後に入学する学生について適用する。この場合において、平成 18 年度及び平成 19 年度の看護第一学科の総定員並びに平成 18 年度から平成 20 年度までの看護第二学科の総定員は、同条の規定にかかわらず、次表に定めるところとする。

学科	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
看護第一学科	60 人	120 人	
看護第二学科	60 人	120 人	180 人

附 則(平成 19 年規則第 23 号)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市立中央看護専門学校規則の規定に基づいて提出されている休学願、復学願及び退学・転学願は、この規則による改正後の名古屋市立中央看護専門学校規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則(平成 19 年規則第 149 号)

この規則は、平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附 則(平成 20 年規則第 84 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市立中央看護専門学校規則(以下「改正後規則」という。)の規定は、平成 20 年度以後に入学(転入学を除く。)する学生について適用し、平成 19 年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 19 年度以前に入学した学生に係る教育内容、科目、単位数及び時間数について、従前の例によりがたいと校長が認める場合は、改正後規則に定めるところ又は同校の校長が定めるところによる。
- 4 平成 20 年度以後に転入学する学生については、改正後規則の規定にかかわらず、その者の属する学年の在学生の例による。

附 則(平成 21 年規則第 44 号)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規則による改正後の名古屋市立中央看護専門学校規則(以下「改正後規則」という。)の規定は、平成 21 年度以後に入学(転入学を除く。)する学生について適用し、平成 20 年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 20 年度以前に入学した学生に係る教育内容、科目、単位数及び時間数について、従前の例によりがたいと校長が認める場合は、改正後規則に定めるところ又は同校の校長が定めるところによる。
- 4 平成 21 年度以後に転入学する学生については、改正後規則の規定にかかわらず、その者の属する学年の在学生の例による。

附 則(平成 24 年規則第 47 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規則第 34 号)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市立中央看護専門学校規則(以下「改正後規則」という。)第 3 条の規定は、平成 25 年度以後に入学する学生について適用する。この場合において、平成 25 年度及び平成 26 年度の看護第一学科の総定員並びに平成 25 年度から平成 27 年度までの看護第二学科の総定員は、同条の規定にかかわらず、次表に定めるとおりとする。

学科	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
看護第一学科	40 人	80 人	120 人
看護第二学科	40 人	80 人	120 人

- 3 改正後規則別表第 1 及び別表第 2 の規定は、平成 25 年度以後に入学(転入学を除く。)する学生について適用し、平成 24 年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、平成 24 年度以前に入学した学生に係る科目について、従前の例によりがたいと校長が認める場合は、改正後規則に定めるところ又は同校の校長が定めるところによる。
- 5 平成 25 年度以後に転入学する学生については、改正後規則の規定にかかわらず、その者の属する学年の在学生の例による。

附 則(平成 29 年規則第 30 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年規則第 11 号)

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年規則第 6 号)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市立中央看護専門学校規則第 29 条第 1 項の規定に基づく授業料及び入学料の減免のために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(令和 2 年規則第 123 号)

- 1 この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(令和 4 年規則第 26 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年規則第 17 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年規則第 44 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(別表、様式等略)

別表

区分		教育内容	科目	単位数	時間数
基礎分野	1	科学的思考の基盤	論理的思考法	1	15
	2	人間と生活・社会の理解	文章表現法	1	15
			哲学	1	15
			心理学	1	30
			人間関係論	1	30
			キャリア形成論	1	15
			社会学	1	15
			医療経済学	1	15
			倫理学	1	15
			情報科学	1	30
			英語 I	1	30
			英語 II	1	30
			保健体育	1	30
		小計		13	285
専門基礎分野	1	人体の構造と機能	解剖学	1	30
	2	疾病の成り立ちと回復の促進	生理学	1	30
			生化学	1	30
	3	健康支援と社会保障制度	栄養学	1	30
			薬理学	1	30
			微生物学	1	30
			病態疾病論 I	1	15
			病態疾病論 II	1	30
			病態疾病論 III	1	30
			病態疾病論 IV	1	30
			病態疾病論 V	1	30
			病態疾病論 VI	1	30
			病態疾病論 VII	1	30
			病態疾病論 VIII	1	30
			専門基礎分野演習	1	15
			総合医療論 I	1	15
			総合医療論 II	1	15

			関係法規	1	15
			公衆衛生学	1	30
			社会福祉学Ⅰ	1	15
			社会福祉学Ⅱ	1	15
		小計		21	525
専門分野Ⅰ		基礎看護学	看護学概論	1	30
			看護場面に共通する技術Ⅰ	1	30
			看護場面に共通する技術Ⅱ	1	30
			看護場面に共通する技術Ⅲ	1	30
			日常生活援助技術Ⅰ	1	30
			日常生活援助技術Ⅱ	1	30
			日常生活援助技術Ⅲ	1	30
			診療に伴う援助技術Ⅰ	1	30
			診療に伴う援助技術Ⅱ	1	30
			臨床看護総論	1	30
			小計	10	300
	臨地実習	基礎看護学	基礎看護学実習Ⅰ	1	45
			基礎看護学実習Ⅱ	2	90
		小計		3	135
		小計		13	435
専門分野Ⅱ		成人看護学	成人看護学総論	1	30
			リハビリテーションと成人の看護	1	30
			慢性期にある成人の看護	1	30
			周手術期にある成人の看護	1	30
			生命危機状態にある成人の看護	1	30
			終末期にある成人の看護	1	30
			小計	6	180
		老年看護学	老年看護学総論	1	30
			高齢者の健康障害と看護	1	30
			高齢者の生活援助技術	1	30
			高齢者の診療に伴う援助技術	1	30
			小計	4	120

		小児看護学	小児看護学総論	1	30
			子どもの健康障害と治療に伴う看護	1	30
			子どもの健康レベルに応じた看護	1	30
			子どもの看護に必要な技術	1	30
			小計	4	120
		母性看護学	母性看護学総論	1	30
			周産期の生理と異常	1	30
			妊婦・産婦・新生児の看護	1	30
			褥婦の看護	1	30
			小計	4	120
		精神看護学	精神保健	1	30
			精神看護学概論	1	15
			精神障害の病態と看護	1	30
			精神看護に必要な技術	1	30
			小計	4	105
	臨地実習	成人看護学	成人看護学実習Ⅰ	2	90
			成人看護学実習Ⅱ	2	90
			成人看護学実習Ⅲ	2	90
		老年看護学	老年看護学実習Ⅰ	2	90
			老年看護学実習Ⅱ	2	90
		小児看護学	小児看護学実習	2	90
		母性看護学	母性看護学実習	2	90
		精神看護学	精神看護学実習	2	90
		小計		16	720
		小計		38	1,365
統合分野		在宅看護論	在宅看護概論	1	30
			在宅療養者の生活援助技術	1	15
			在宅療養者の診療援助技術	1	30
			在宅療養者の事例展開	1	15
			小計	4	90
		看護の統合と実践	医療安全	1	30
			看護管理	1	30

				看護と国際協力	1	30
				看護の実践に必要な技術	1	30
				小計	4	120
		臨 地 実 習	在宅看護論	在宅看護論実習	2	90
			看護の統合と実践	統合実習	2	90
			小計		4	180
		小計			12	390
	合計			97	3,000	

(令 6 規則 ・ 一部改正)

入 学 願 書

写真貼り付け欄

出願前3か月以内に
撮影した上半身、無
帽、正面向のもの

(縦4cm×横3cm)

年 月 日 摄影

(宛先)名古屋市立中央看護専門学校長

(ふりがな)

氏 名

性別(男・女)

年 月 日生

私は、貴校 看護第二学科 に入学したいので、必要書類を添えてお願いします。

住 所		〒	電話() —	
(連絡先)			電話() —	
学 歴	学 校 名	入学及び卒業年月		
	中 学 校	年 月 卒業		
	中等教育学校前期課程	年 月 修了		
		年 月 入学 年 月 卒業・見込		
		年 月 入学 年 月 卒業・見込		
		年 月 入学 年 月 卒業・見込		
		年 月 入学 年 月 卒業・見込		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(令 6 規則 ー 一部改正)

第 2 号様式及び第 3 号様式 削除

(令 6 規則 ・ 一部改正)

轉 入 學 願 書

写真貼り付け欄

(縦6cm×横4cm)

年 月 日 摄影

氏 名

年 月 日生

住 所		〒	電話() —
(連絡先)			電話() —
学 歴	学 校 名	入学及び卒業年月	
	中 学 校	年 月 卒業	
	中等教育学校前期課程	年 月 修了	
学 歴	高等学校	年 月 卒業	
	中等教育学校	年 月 卒業	
	看護学校	年 月 入学	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 5 号様式

(令 2 規則 123・一部改正)

第5号様式

誓 約 書

年 月 日

(宛先)名古屋市立中央看護専門学校長

住 所
氏 名

私は、このたび貴校に入学を許可されましたので、入学後は名古屋市立中央看護専門学校規則及び校長の指示をかたく守り、学生としての本分を尽くすことを誓います。

保証人
住 所
氏 名
本人との続柄

保証人
住 所
氏 名
本人との続柄

私たち保証人は、本人が貴校に損害を及ぼしたとき、授業料を納付しないとき、又は本人に不都合な行為があったときは、指示に従い、責任を負うことを誓います。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 6 号様式 削除

第7号様式

休学願			年	月	日
(あて先)名古屋市立中央看護専門学校長			学 年		
第 回 生			ク ラ ス		
本人氏名					
保証人氏名					
保証人氏名					
下記のとおり休学することを許可してください。					
記					
1 休学期間	年	月	日	から	
	年	月	日	まで	
2 休学理由					
(添付書類)					
医師の診断書(校長から求めがあった場合)					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 8 号様式

(令 2 規則 123・一部改正)

第8号様式

復 学 願 望		年 月 日
(あて先)名古屋市立中央看護専門学校長		
		学 年
第 回 生		クラス
本人氏名		
保証人氏名		
保証人氏名		
下記の理由により復学することを許可してください。		
記		
理 由		
(添付書類)		
医師の診断書(校長から求めがあった場合)		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第9号様式

退 学 ・ 転 学 願		
		年 月 日
(あて先)名古屋市立中央看護専門学校長		
		学 年
第 回生		クラス
本 人 氏 名		
保証人氏名		
保証人氏名		
下記理由により 退学 したいので許可してください。		
転学		
記		
理 由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第10号様式

		第	号
卒 業 証 書			
学 校 印	氏		名
	年	月	日生
上記の者は本校専門課程 学科(修業年限 年)を卒業したことを証し専門士(医療専門課程)と称することを認める			
年 月 日			
名古屋市立中央看護専門学校長			印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



3市会議第46号
令和3年7月6日

名古屋市長
河村 たかし 様

名古屋市長
服部 将也



議決事件の送付について

7月6日開議の市会本会議において、下記の条例及び予算を議決しましたので、地方自治法第16条第1項及び同第219条第1項の規定により送付いたします。

記

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 第16条第1項関係 | 名古屋市手数料条例の一部改正について |
| | 令和3年第84号議案 | |
| 同 | 第85号議案 | 名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部改正について |
| 同 | 第86号議案 | 名古屋市プール条例の一部改正について |
| 同 | 第87号議案 | 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部改正について |
| 同 | 第88号議案 | 名古屋市保健衛生関係手数料条例の一部改正について |
| 同 | 第89号議案 | 名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例の廃止について |
| 同 | 第90号議案 | 名古屋市立中央看護専門学校条例の廃止について |
| 同 | 第91号議案 | 名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正について |
| 同 | 第92号議案 | 名古屋市図書館条例の一部を改正する条例の一部改正について |
| 同 | 第93号議案 | 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について |

以上10件 原案可決

- 2 第219条第1項関係
令和3年第94号議案

令和3年度名古屋市一般会計補正予算（第5号）

以上1件 原案可決

○名古屋市立中央看護専門学校条例

昭和50年3月25日

条例第23号

改正 昭和50年条例第56号

昭和51年条例第50号

昭和52年条例第57号

昭和54年条例第25号

昭和55年条例第25号

昭和55年条例第65号

昭和56年条例第46号

昭和56年条例第79号

昭和57年条例第72号

昭和59年条例第33号

昭和61年条例第20号

昭和63年条例第22号

平成元年条例第39号

平成6年条例第7号

平成6年条例第58号

平成7年条例第23号

平成11年条例第30号

平成14年条例第9号

平成15年条例第33号

平成17年条例第36号

平成19年条例第8号

平成19年条例第41号

平成24年条例第38号

廃止 令和3年条例第42号

(未施行)

改正 令和6年条例第8号

注 令和6年3月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 看護師を養成するとともに、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の知識及び技能の向上を図るため、次のように看護師養成所を設置する。

名称 名古屋市立中央看護専門学校

位置 名古屋市東区葵一丁目4番7号

（学科、修業年限及び入学資格）

第2条 名古屋市立中央看護専門学校（以下「学校」という。）に看護第二学科を置く。

2 学校の修業年限は、4年とする。

3 学校に入学することができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定に該当する者又は学校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したものとする。

（令6条例8・一部改正）

（授業料等）

第3条 授業料は、年額164,700円とする。

2 入学料は、100,000円とする。

3 入学検定料は、15,000円とする。

4 既納の授業料、入学料及び入学検定料（以下「授業料等」という。）は、返還しない。

（授業料等の減免）

第4条 市長は、必要があると認めるときは、授業料等を減免することができる。

（研修）

第5条 学校は、看護職員に対し、その知識及び技能の向上を図るため、必要な研修を行う。

（職員）

第6条 学校に、校長その他の必要な職員を置く。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、学校の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

2 名古屋市立准看護婦学院条例（昭和39年名古屋市条例第33号）は、廃止する。

附 則（昭和50年条例第56号）

この条例は、名古屋都市計画事業復興土地地区画整理事業施行地区内の東第2工区に係る土地地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行する。

（昭和51年1月18日から施行）

附 則（昭和51年条例第50号）

- 1 この条例は、昭和51年9月1日から施行する。
- 2 この条例第2条による改正後の名古屋市立中央看護専門学校条例第3条第1項の規定は、昭和52年度以後に入学する学生の授業料について適用し、昭和51年度以前に入学した学生の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年条例第57号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市立中央看護専門学校条例第3条第1項の規定は、昭和53年度以後に入学する学生の授業料について適用し、昭和52年度以前に入学した学生の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年条例第25号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市立中央看護専門学校条例第3条第1項の規定は、昭和54年度以後に入学する学生の授業料について適用し、昭和53年度以前に入学した学生の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年条例第25号）

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市立中央看護専門学校条例第3条第1項の規定は、昭和55年度以後に入学する学生の授業料について適用し、昭和54年度以前に入学した学生の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年条例第46号）

この条例は、名古屋都市計画事業復興土地区画整理事業施行地区内の東第3工区に係る土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行する。

（昭和56年9月13日から施行）

附 則（昭和56年条例第79号）

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市立中央看護専門学校条例第3条第1項の規定は、昭和57年度以後に入学する学生の授業料について適用し、昭和56年度以前に入学した学生の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年条例第33号）

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項及び第3項の改

正規定は、昭和59年10月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の名古屋市立中央看護専門学校条例第3条第1項の規定は、昭和59年度以後に入学する学生の授業料について適用し、昭和58年度以前に入学した学生の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年条例第20号）

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項及び第3項の改正規定は、昭和61年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市立中央看護専門学校条例第3条第1項の規定は、昭和61年度以後に入学する学生の授業料について適用し、昭和60年度以前に入学した学生の授業料については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年条例第22号）

- 1 この条例は、昭和63年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、昭和64年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市立中央看護専門学校条例第3条第1項の規定は、昭和64年度以後に入学する学生の授業料について適用し、昭和63年度以前に入学した学生の授業料については、なお従前の例による。

附 則（平成元年条例第39号）

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、附則第3項から第5項までの規定は、平成2年4月1日から施行する。

（平成元年規則第123号で平成2年1月1日から施行）

- 2 名古屋市立中央看護専門学校第二看護学科は、平成2年度から学生を入学させるものとする。
- 3 名古屋市立看護専門学校条例（昭和42年名古屋市条例第13号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に存する名古屋市立看護専門学校第一部課程については、旧条例は、平成2年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間は、なおその効力を有する。
- 5 平成2年3月31日において名古屋市立看護専門学校第二部課程に在学する者は、平成2年4月1日に名古屋市立中央看護専門学校第二看護学科の学生となるものとし、当該学生の授業料については、なお従前の例による。

附 則（平成6年条例第7号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第58号）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 名古屋市立中央看護専門学校看護第一学科、看護第二学科及び看護第三学科に学生を入学させるために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現に存する名古屋市立中央看護専門学校第一看護学科及び第二看護学科については、この条例による改正前の名古屋市立中央看護専門学校条例の規定は、平成7年3月31日に当該学科に在学する学生が当該学科に在学しなくなる日までの間は、なおその効力を有する。

附 則（平成14年条例第9号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第33号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

（平成18年規則第15号で平成18年4月1日から施行）

附 則（平成19年条例第8号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市立中央看護専門学校条例第3条第2項及び第3項の規定は、平成20年度以後の入学に係る入学料及び入学検定料について適用し、平成19年度の入学に係る入学料及び入学検定料については、なお従前の例による。

附 則（平成19年条例第41号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

（平成19年政令第362号で平成19年12月26日から施行）

附 則（平成24年条例第38号）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する名古屋市立中央看護専門学校助産学科については、この条例による改正前の名古屋市立中央看護専門学校条例の規定は、平成25年3月31日に当該学科に在学する学生が当該学科に在学しなくなる日までの間は、なおその効力を有する。

附 則（令和6年条例第8号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

Ⅲ 本校の概要

1. 沿革

昭和50年4月1日

名古屋市立中央高等看護学院開校

昭和49年当時、不足の著しかった市域における看護師の充足対策として、本校の設立計画が策定された。そして、東区葵町の旧名古屋法務局跡に、学びながら働く「3年課程（定時制）（修業年限4年）」の看護学校として、全国で初めて本校が発足した。

昭和51年9月1日

専修学校（専門課程）の認可を受け（4月）、校名を名古屋市立中央看護専門学校と改めた。

昭和55年3月29日

現在地に新校舎を建築し、移転した。

昭和55年4月1日

助産師不足への対策として、助産学科を増設した。併せて、看護学科の定員を80名から160名に増員した。

平成2年4月1日

看護師の質的向上等の社会的需要に応えるため、本市の看護学校を発展的に統廃合。

この結果、名古屋市立看護専門学校（昭和42年4月開設）が廃止され、同校の2年課程を本校へ引き継ぐ形で第二看護学科を増設した。

なお、従来の看護学科を第一看護学科と改称した。

平成6年4月1日

第一看護学科の定員を160名から80名に減員した。

平成7年4月1日

課程再編成により、第一看護学科を看護第二学科、第二看護学科を看護第三学科と改称し、3年課程の全日制を新たに設け、看護第一学科とした。

平成17年4月1日

助産学科の定員を20名から15名に減員した。

看護第三学科は平成18年3月末日をもって閉科となることにより、入学生の募集を停止した。

平成18年3月31日

看護第三学科（2年課程）を閉科した。

平成18年4月1日

看護第一学科及び看護第二学科の定員を各々80名から60名に減員した。

看護職員の知識及び技能の向上を図るため、看護職員研修を開始した。

平成24年4月1日

助産学科は平成25年3月末日をもって閉科となることにより、入学生の募集を停止した。

平成25年3月31日

助産学科を閉科した。

平成25年4月1日

看護第一学科及び看護第二学科の定員を各々60名から40名に減員した。

平成25年5月

研修事業を拡大し、「なごやナースキャリアサポートセンター」を開設した。

令和3年7月

名古屋市立中央看護専門学校条例の廃止が議決されたことにより、看護第一学科（全日制）、看護第二学科（昼間定時制）の入学生の募集を停止した。

令和6年3月31日

看護第一学科（全日制）を閉科した。

2. 学科、修業年限及び定員

（令和6年4月1日現在）

課 程	学 科	修業年限	1 学年定員	総 定 員
専門課程	看護第二学科 （昼間定時制）	4 年	40名	40名